

臨時福祉給付金（経済対策分）申請書（請求書）

この申請書（請求書）は、世帯における扶養者が、その扶養親族等で同一の世帯にいる申請・受給者を代理し、まとめて臨時福祉給付金を申請・請求及び受給する場合にご利用いただくものです。

市町村
受付印

平成 28年 1月 1日時点の住民票所在市町村
小野町長 様

1 .申請・受給者

記入日 平成 年 月 日

（フリガナ） 氏 名	性別	生年月日	現 住 所	摘 要
印	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 （ ）	
（フリガナ） 平成 28年 1月 1日時点の扶養者氏名	扶養者 生年月日	住 所（平成 28年 1月 1日時点の住民票所在地） 現住所と同じ場合は記載不要		
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日			

* 記名押印に代えて署名することができます。

右面の事項 (1)～ (6)に誓約・同意の上、臨時福祉給付金（対象者 1人につき 1万 5千円）を申請します。

2 上記 1 . の申請・受給者の扶養親族等であって同一の世帯に属する支給対象者

上記 1 . の申請・受給者（以下【a】といいます。）が、その扶養親族等で同一の世帯にいる支給対象者（以下【b】といいます。）を代表して、代理申請・受給する場合には、【b】の氏名等を下の欄にご記入ください（この場合、【b】は、それぞれ右面 (1)～ (6)に誓約・同意し、【a】に申請・請求及び受給を委任するものとします。）。

№	（フリガナ） 氏 名	性別	生年月日	摘要	（フリガナ） 平成 28年 1月 1日時点の扶養者氏名	扶養者 生年月日
1	印	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日			明治・大正・昭和・平成 年 月 日
2	印	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日			明治・大正・昭和・平成 年 月 日
3	印	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日			明治・大正・昭和・平成 年 月 日
4	印	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日			明治・大正・昭和・平成 年 月 日
5	印	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日			明治・大正・昭和・平成 年 月 日

* 記名押印に代えて署名することができます。

3 .受取方法

（希望する受取方法（下記の A 又は B ）のチェック欄（□）に『レ』を入れて、必要事項を記入してください。）

☐ A 平成 28年度の臨時福祉給付金と同じ金融機関口座（下記）への振込を希望

金 融 機 関 名	支 店 名	口 座 名 義 （ カ タ カ ナ ）

上記「A」欄に記載の無い方や、新規口座への振込希望の方は、以下の欄に正確にご記入ください。

☐ B 新たに指定した、金融機関口座（1 . の申請・受給者又は 4 . 代理人の口座に限ります。）への振込を希望
【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名		支 店 名	分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	（フリガナ） 口 座 名 義
		本・支店 本・支所 出張所	1普通		
金融機関		店 番 号	2当座		

ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
長期間入出金のない口座を記入しないでください。

（右面も確認してください。）

4 . 代理申請・受給を行う場合

記入日 平成 年 月 日

代理人	（フリガナ） 代理人氏名	性別	申請・受給 者との関係	代理人生年月日	代 理 人 住 所
	印	男・女	1 . 同一世帯 2 . 法定代理人 3 . その他	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 （ ） 申 請 ・ 受 給 者 印
上記の者を代理人と認め、臨時福祉給付金（経済対策分）の { 申請・請求 申請・請求及び受給 } を委任します。					

申請・受給者との関係（代理申請・受給が可能な方一覧）

* 記名押印に代えて署名することができます。

1 . 同一世帯 : 平成 28年 1月 1日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成者

2 . 法定代理人: 親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人

3 . その他 : 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市町村長が特に認める方

「誓約・同意事項」

- (1) 平成 28年度の臨時福祉給付金（3,000円）を受給（受給していない場合は、平成 28年度の臨時福祉給付金の支給要件に該当）しており、臨時福祉給付金（経済対策分）の支給要件に該当します。
- (2) 臨時福祉給付金（経済対策分）の支給要件の該当性等（2 . の支給対象者に係る支給要件の該当性等を含みます。）を審査するため、市町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市町村において支給決定をした後は、臨時福祉給付金（経済対策分）の請求書として取り扱います。
- (5) 市町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、平成 29年 5月 31日までに、市町村が申請・受給者（代理人を含みます。）に連絡・確認できない場合には、市町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 臨時福祉給付金（経済対策分）の支給後、平成 28年度分の市町村民税（均等割）が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等臨時福祉給付金（経済対策分）の支給の前提となる平成 28年度の臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金（経済対策分）を返還します。

○ 平成 28年度の臨時福祉給付金の支給要件

・ 平成 28年度分の市町村民税（均等割）の非課税者であること

・ 平成 28年度分の市町村民税（均等割）の課税者の扶養親族等に当たらないこと
等の所定の要件を満たす者

本人確認書類

写し 貼付け

- 本人が確認できる書類の写し（写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等）
世帯で申し込まれる方は必ず支給対象者全員の分の本人確認書類を添付してください。
代理申請・受給を希望される場合は、左面 1 . の申請・受給者に加え、代理人の本人確認書類（必要に応じて代理関係を確認できる書類）も添付してください。
外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

振込先金融機関口座確認書類

（左面の「3 . 受取方法」で「B」を選択された方のみ書類の添付が必要です。）

写し 貼付け

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳かキャッシュカードの写し

一部の方のみ添付が必要な書類

（ほとんどの方は添付の必要がありませんが、下記の方のみ書類の添付が必要です。）

写し 貼付け

- 左面 2 . で扶養者の住民票所在地が別の市町村内にある場合、扶養者の平成 28年度分の非課税証明書を添付してください。